

DBS ネットワーク 会則

第1章 総則

第1条 (本会の名称)

本会は、DBS ネットワーク(以下、「本会」という)と称する。

第2条 (目的)

本会は、単なる同窓会組織ではなく、同志社大学大学院ビジネス研究科(以下、「DBS」という)修了生・在校生と教職員の人的ネットワークをビジネス、教育、研究等の各分野で有効に有機的に活用し、同志社の発展を助け、社会的な貢献を果たすことを目的とする。

第3条 (事務所)

本会は、事務所を DBS 事務室内に置く。

第4条 (事業)

本会は、その目的を達成するため下記の事業を行う。

- ① 修了後の人的ネットワークの管理・維持
- ② 本会員による親睦会などの開催
- ③ 継続的な知識・見識・能力の習得のための各種勉強会、講演会の開催
- ④ DBS ネットワークの発達を助けるに必要な事業
- ⑤ WEB サイト及びメーリングリストの運用及び管理
- ⑥ 前各号の外、必要な事項

第5条 (DBS との協議)

本会は、重要な事項に関し DBS と協議する。

第6条 (分科会)

本会は、必要に応じ個別分科会を置く。

第2章 会員

第7条 (会員資格)

本会は、次の各号に掲げる会員資格者のうち、本会への加入申請が幹事会によって承認されると共に、第8条に規定する所定の会費を納め、本会に登録された会員をもって組織する。

- ① DBS に在職する教職員及び退職した教職員

- ② DBS の修了生
 - ③ DBS の在學生並びにやむを得ない理由等により、本学入学後に修了を断念した者
 - ④ その他、本会の目的に賛同し、本学の教育活動を支援する個人及び団体
2. 前項第4号については、DBS 又は本会に特別の関係ある者に限り、会員5名以上の推薦による幹事会の承認を経るものとする。

第8条 (会費)

- 前条第1項第1号に該当する者で入会を希望する者は、終身会費として25,000円を納入しなければならない。退職年度にある教職員は、退職年度末までに納付するものとする。
- 2. 前条第1項第2号に該当する者で修了時までに終身会費を納入していない者については、すみやかに、幹事会が決定する方法により、終身会費として25,000円からそれまでに納付した年会費との差額を納入しなければならない。
 - 3. 前条第1項第3号のうち DBS の在學生は、修了の時までに、終身会費として25,000円を納入しなければならない。前条第1項第3号のうちやむを得ない理由等により、本学入学後に修了を断念した者で入会を希望する者は、終身会費として25,000円からそれまでに納付した年会費との差額を納入しなければならない。
 - 4. 前項のうち DBS の在學生の終身会費の徴収は、同志社大学に委託する。
 - 5. 前条第1項第4号に該当する者のうち個人会員は、前条第2項が定める幹事会の承認を得た後、すみやかに、幹事会が決定する方法により、終身会費として25,000円を納入しなければならない。
 - 6. 前条第1項第4号に該当する者のうち団体会員の会費については、都度幹事会にて別途定めるものとする。
 - 7. 既に納付した会費は、これを返還しない。但し、幹事会にて決議した場合はこの限りではない。
 - 8. 臨時会費は、会員総会での決議をもって徴収することができるものとする。

第9条 (資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- ① 死亡
 - ② 退会
 - ③ 除名
- 2. 第1項の退会は、会員本人からの書面による退会の申し出によるものとする。
 - 3. 第1項の除名は、会員にして本会の体面を毀損する行為のあった者に対し、幹事会の決議を以ってこれを除名することができる。

第10条 (資格の制限)

会員への電子メールおよび郵送での連絡が取れなくなった場合、その会員についてはメーリングリストより外すこととする。

2. 会員が会費を年度を越えてかつ2度以上の督促を経てなお滞納した場合、その会員についてはメーリングリストより外した WEB サイトへのログイン権限を削除することとする。なお、会費が納付されれば、メーリングリストへの再登録とログイン権限の再付与を行う。

第3章 会員総会

第11条 (総会)

定時総会は、毎年3月に開く。

幹事会において必要と認めたとき又は全体の4分の1以上の会員の請求があったときは、臨時総会を開くことができる。

第12条 (総会の招集)

総会は、代表幹事が招集する。

総会の目的、期日および場所は、期日より二週間前に、本会 WEB サイトまたは適当な方法によりこれを会員に通知せねばならない。

第13条 (議事の決議)

議事はすべて出席会員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

但し会則を変更せんとする場合は出席会員の3分の2以上の同意を得ねばならない。

2. 本条第1項の出席会員は、総会に出席した会員だけでなく、事前に委任状もしくは議決権行使書の提出があった会員も含まれるものとする。

第14条 (定時総会の決議事項)

下記事項は定時総会に提出してその認証を受けなければならない。

- ① 前年度事業報告書、収支決算書
- ② 当該年度収支予算
- ③ 次年度幹事の選任

第15条 (議案の提出)

会員は、20名以上の連署をもって理由を附したる書面に依り、議案の提出を幹事会に請求することができる。但し上記書面は、総会の期日より30日前に提出せねばならない。

第4章 幹事会

第16条 (幹事の選任)

本会に次の幹事を置く。

| | |
|-------|---------------------------------------|
| 代表幹事 | 1名 |
| 副幹事 | 4名程度 |
| 会計担当 | |
| 広報担当 | |
| IT担当 | |
| 総務担当 | |
| 学年幹事 | |
| 企画担当 | |
| 在校生幹事 | (必要に応じ、代表幹事の承認を受けたうえで副幹事を選任できるものとする。) |
| 監査 | 1名 |
| 分会長 | 1名/分会 |

2. 幹事の選任は、前年度幹事会が推薦し、総会での承認によって行なうものとする。
3. 代表幹事、副幹事、監査、各担当の役職は、選任された幹事の互選により選出する。
4. 幹事の増員や欠員に対する補充が必要な場合は、代表幹事は総会の承認なしに補欠を会員の中より任命できる。ただし、補欠の人数は全幹事数の3分の1を超えないものとする。

第17条 (幹事の任期)

幹事の任期は基本的には1年として、4月に始まり任期満了の3月末日に終わる。但し幹事は後任者が決定するまでは、その職に在るものとする。

補欠による幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 (幹事会の役割)

代表幹事は、会務を統轄し且つ会員総会、幹事会の議長になりその決議を執行する。副幹事は、代表幹事を補佐し代表幹事に事故あるときはこれを代行する。また、副幹事は、DBS ネットワーク幹事会の各部門の部門長を担当し、各部門の運営責任を持つものとする。

2. 会計部門は、年度毎に前年度事業報告書、貸借対照表、財産目録、収支決算書を作成、維持及び管理する。また、本会の銀行口座の出納管理責任を負う。
3. 広報/IT担当は、本会の広報宣伝について担当すると共に、WEBサイト及びメーリングリストの維持管理を行なう。本会の運営するWEBサイトへのアクセス権限登録の維持管理も合わせて行なうものとする。また、DBSNの問合せ窓口として、本会の運営に対する会員からの問い合わせに、主に対応する責任を負うものとする。

4. 総務部門は、本会の会員名簿の維持管理を行なうものとし、これに必要な新規会員の入会受付、会員の退会に関する事務手続きについても担当するものとする。
5. 企画部門は、各年度当初に DBSN 年間活動計画を立案すると共に、DBSN 幹事会の実務運営を行なうものとする。また、本会の諸行事の企画運営を行なうものとする。なお、会則の見直しを行なう場合には、企画部門が変更案の取り纏めを行なうものとする。
6. 学年幹事及び在校生幹事は、各々、入学年度を基準に選出するものとし、本会の運営に主体的に関与すると共に、各年度の会員、在校生への連絡窓口とする。

第 19 条 (職務期限)

幹事会の職務期限は、次の通りとする。

- ① 資産管理に関する事項
- ② 予算および決算に関する事項
- ③ 幹事の選挙に関する事項
- ④ 会員総会に附議すべき事項
- ⑤ WEB サイトおよびメーリングリストの運用管理に関する事項
- ⑥ その他重要な事項

第 20 条 (監査)

監査は財務書類を監査する。

監査は、幹事会に出席し意見を述べることができる。

第 21 条 (幹事会の決議)

幹事会の議事はすべて出席幹事の過半数を以って決し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第 22 条 (幹事会の経費)

本会の経費は、在学生会費並びに終身会費その他の諸収入を以ってこれに充てる。

第 23 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日に始まり翌年 2 月末日に終わる。

<附則>

1. この改正会則は 2006 年 4 月 1 日から施行する。
但し、改正会則施行前に選任せられたる幹事は、任期満了までその任にあるものとする。

2. 本会則第8条第3項は、総会で承認を得た日以降の入学年度生から適用し、それ以前の入学年度生に対しては、旧会則を適用する。
3. 本会則第8条第4項は、同志社大学の承認を得た日から施行し、かつ同項は同志社大学が代理徴収を承認した入学年度生から適用する。代表幹事は、同志社大学の承認を得た直近の会員総会の招集通知に施行日を記載した上、会員総会において施行日を報告しなければならない。
幹事会は、本会則第8条第4項の同志社大学の承認を得られる見込みがないと判断した場合、所要の措置を講じなければならない。

<改定の履歴>

1. 2007年9月29日一部改定
2. 2008年3月20日一部改定
3. 2010年3月21日一部改定
4. 2016年3月21日一部改定
5. 2017年3月20日一部改定
6. 2017年4月30日一部改定